

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市情報公開条例(令和元年名張市条例第23号、以下「条例」という。)に基づき行った次の公文書公開請求(以下、「本件請求」)に対し、実施機関が行った公文書不存在決定(以下、「本件決定」という。)の取り消しを求める。

公文書公開請求日：令和3年11月5日

請求内容：名張市職員が電話に出るときに名張市と名乗らないと規定している規則。

また、窓口での接遇・応対の際に担当の職員が名乗らず、名札もせず、そのことを指摘してもなおそのような応対をすると規定している規則

実施機関の処分：令和3年11月11日付け名人研第801号(不存在決定)

3 実施機関の主張趣旨

実施機関は、公開請求された公文書を、「職員が電話に出るときに「名張市」と名乗らないと規定している規則」及び「窓口での接遇・応対において、名乗らない、名札をしていない人がいる。そのような応対をすると規定している規則」を請求しているものと特定した。

しかるに、実施機関は上記に係る公文書を作成しておらず、保有していないため、本件決定を行った。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその外縷々述べるけれども、いずれも本件決定の取消しを基礎付ける事実主張とは解されない。

4 審査請求人の主張要旨

本件請求は、「名張市では電話に出るときに名張市と名乗らないと規定している規則」及び「窓口で接遇・応対する際に担当者が名乗らない、名札もしないと規定している公文書」そのものを請求している。併せて、本件請求書には「公務は法令・規則・規定等に基づいて行われるべきであるから、公文書を保有していないことを理由とする公文書不存在決定はあり得ず、真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対しての説明責任があるため、文書による説明を求

める」とも記載した。したがって、実施機関は職員が上記のようなことをしてはいけないという趣旨が記載されている規則・通達・研修資料等をすべて公開すべきである。

また、実施機関が電子メールでの公文書公開請求を受け付けないことは「知る権利」の冒涇であり、請求書を添付した電子メールが到着しているからにはその受信日を受付日とするべきである。受け付けた請求書には担当部署名、整理番号を記入し、請求者に返信すること、文書を特定するための面談を行い、電話連絡で日程を調整した上で上記の公文書を公開することを求める。

## 5 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生ぜしめたりして、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (2) 本件決定について

審査請求人は、本件請求書において、「名張市職員が電話に出るときに名張市と名乗らないと規定している規則」及び「窓口での接遇・応対の際に担当の職員が名乗らず、名札もせず、そのことを指摘してもなおそのような応対をすると規定している規則」の公開を求めている。併せて、本件請求書には、「公務は法令・規則・規定等に基づいて行われるべきであるから、公文書を保有していないことを理由とする公文書不存在決定はあり得ず、真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対しての説明責任があるため、文書による説明を求める」という記載がある。

審査請求人は、審査請求書において、「公務は法令・規則・規定等に基づいて行われるべきであるから、公文書を保有していないことを理由とする公文書不存在決定はあり得ず、真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対しての説明責任があるため、文書による説明を求める」という本件請求書の記載は反語的な意味合いを持っており、つまりは職員が上記のようなことをしてはいけないという趣旨が記載されている規則・通達・研修資料等をすべて公開すべきであ

ると、本件請求書の読み方について独自の解釈を述べている。しかしながら、請求する文書は当初から公開請求書に明記しなければならず、本件請求書において職員が上記のようなことをしてはいけないという趣旨が記載されている規則・通達・研修資料等を求めているとは解せない。

したがって、本件請求は「名張市職員が電話に出るときに名張市と名乗らないと規定している規則」及び「窓口での接遇・応対の際に担当の職員が名乗らず、名札もせず、そのことを指摘してもなおそのような応対をすると規定している規則」を求めていると解釈するのが妥当であり、該当する公文書を作成又は保有していないことによる本件決定についても妥当と判断する。

なお、上記（１）基本的な考え方にあるように、当審査会は公文書の公開非公開の可否を審査するものであり、実施機関における業務自体の是非を審査する権限を持たないことを申し添える。

### （３）結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

## 6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 3月30日	諮問
令和4年 8月 5日	令和4年度第1回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査
令和4年 8月18日	答申

## 7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会長職務代理	木村 那津子	楠井法律事務所 弁護士
委 員	中野 栄蔵	名張市シルバー人材センター 理事長
委 員	高嶋 雅子	人権擁護委員

委 員	竹谷 和也	西日本電信電話株式会社 三重支店 ビジネス営業部長
--------	-------	------------------------------